

令和6年4月8日

保護者 様

瀬戸内市立邑久中学校
校長 松田 典久

大雨・台風・大雪などの際の登校・下校についての 臨時措置についてのお知らせ

陽春の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本校教育の進展のため、格別の御理解と御協力をいただき厚く感謝いたします。

さて、標記のことについて「**暴風警報**」・「**大雨警報**」・「**洪水警報**」・「**暴風雪警報**」・「**大雪警報**」が、岡山地方気象台から「**瀬戸内市**」に発令された場合、臨時措置の概略を次のように定めております。学区の状況に応じて弾力的に対応していく場合もありますので、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 午前6：30の時点で、上記の警報が発令されている場合

「臨時休業」とします。

※ 午前6：30までに解除になった場合には、安全に留意して登校すること。

ただし、危険が大きいと考えられる場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。

- 2 生徒の在校時に発令された場合

状況により判断します。

- 3 その他

警報が発令されていない場合であっても、危険が大きいと思われる場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。

- 4 連絡

午前6:30の時点での「ウサギメール」の送信は予定しておりませんので、上記の記述内容で御判断ください。